

質問・意見回答書

件名 尼崎市新図書館整備等事業に係る実施方針及び要求水準書（案）について

【質問】

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
1	実施方針	P5	図 プロジェクトの事業スキーム（イメージ）	貴市と管理運営法人との間に「管理運営等業務委託契約」の両矢印がありますが、これはP4の（3）契約形態に記載された「新図書館開館準備等業務委託契約」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 募集要項公表時に訂正致します。
2	実施方針	P5	図 プロジェクトの事業スキーム（イメージ）	本事業業務と「トレビエ跡地等周辺公共空間」が矢印で結んであるが、まず、「跡地」となっているのは事業期間内に取り壊しが決定しているのでしょうか。 また、「周辺公共空間」というのは、トレビエの立女性・勤労婦人センター機能は継続して残ることから、その機能の主体を担う団体等と連携したエリアの活性化を期待していると解釈して良いのでしょうか。	現トレビエを解体することは決定しており、その工事は新図書館の供用開始後、すなわち、新図書館開館準備等業務や設計業務の期間外となる、実際の維持管理・運営等の期間に実施する予定です。 「跡地」になった後に整備する新トレビエの整備内容や事業手法（他の公共施設との合築や民間資金の活用などを含む。）、現北図書館跡地の活用方法等については、新図書館等の設計・施工と並行して検討するため、その支援を行う業務として位置づけているものです。 また、「周辺公共空間」については、現トレビエ・現北図書館跡地に加えて、周辺道路等を含めた周辺エリア全体の公共空間について、活用方法の検討や活用主体（新トレビエの管理運営主体や利用者を含む。）と連携した新施設の管理運営を想定しているものです。
3	実施方針	P5	第3-2-(1)-ア、イ	開館準備期間の終了日が令和12年3月31日で、管理運営期間のI期の開始日が令和12年6月となっていますが、その間が3か月空いている理由をご教示ください。	指定管理基本協定の仮締結を令和12年3月に行い、その発効（指定管理者の指定議決）が6月となる想定であるため、新図書館開館準備等業務期間の未から指定管理（第1期）の始期までは3か月程度の空白期間が生じる想定でしたが、当該空白期間中も関係者協議会は存続する必要があることから、新図書館開館準備等業務の期間を、指定管理基本協定の発効までに変更します。
4	実施方針	P5	第3-2-(1)-イ	1期目の管理運営期間における外部評価委員会の結果が良好であれば、新たな公募を実施せず1期目の指定管理者が2期目の管理運営を継続できるという認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 実施方針に記載のとおり、II期目の指定については、開館後の管理運営期間中（4年目の年度末まで）に外部評価委員会を実施し、その結果を踏まえ、継続が適当と判断した場合は、新たな公募は実施しません。
5	実施方針	P7	第3-3-(1)-エ	バラ園保護育成業務（※提案による）とあるが、バラ園の管理自体は市が別途委託契約を締結する業者（団体）が行うため、ローズガーデンクラブのようなものを設立し、市民自らバラを育成・管理する仕組みを構築・運営することを期待しているのでしょうか。	記載の通り、「バラ園保護育成業務」は、別途委託契約を締結する業者が実施することを想定していますが、提案次第では管理運営等業務の範囲に含めることを可としています。事業者のノウハウや創意工夫を活かした提案を求める趣旨で位置付けているものであり、特定の組織形態や運営スキーム（例：新たなローズガーデンクラブの設立）を必須とするものではありません。 一方で、大井戸公園においては、別途委託により実施する「緑の普及啓発事業」の中で、既存のボランティア活動等との連携も想定されることから、市民参加やボランティアとの協働を取り入れた保護育成の仕組みについてご提案いただくことは差し支えありません。
6	実施方針	P7	第3-3-(1)-オ	大井戸公園周辺の活性化検討業務は検討・提案を行い、実施やかかる費用については本管理運営業務の対象にはならないという理解であっていますでしょうか？	新図書館開館準備等業務の期間においては、検討・提案などの支援を行っていただく想定であり、そのための費用は当該業務の対価に含まれます。 また、新図書館等供用開始後においては、現施設跡地や周辺道路など、周辺公共空間の活用主体や地域住民等と連携した新図書館等の管理運営を期待するものであり、その具体的手法や対価については、管理運営計画等の策定過程において、協議の上決定する想定です。
7	実施方針	P7	第3-3-(1)-カ	別途公募する施工業務の請負事業者とあるが、公募条件等DOプロボ等の関係についてご教示頂きたい。 公平性や設計施工分離の観点と民間ノウハウの発揮の観点から、どのように進められるお考えでしょうか？	施工業務の公募条件は、現時点では未定ですが、DO事業者の施工業務への参画可否に係る条件については、募集要項公表時にお示しします。 ご指摘の通り、公平性の確保、設計施工分離、民間ノウハウ発揮の観点から検討する必要があると考えています。
8	実施方針	P8	第3-3-(2)	設計業務内、「市民ワークショップ等の開催業務」とありますがどの様な内容をイメージされているのでしょうか。	詳細は事業者からの提案に基づき、協議のうえ決定したいと考えていますが、新施設供用開始後の施設活用方法や、まちの未来について市民等と一緒に考えるワークショップ等を想定しています。実際に施設を使いこなしていく担い手の発掘や、施設オープンに向けた機運醸成など、持続可能な運営を見据えた継続的取組となるような提案を期待します。
9	実施方針	P8	第3-3-(2)	設計業務について、本件は開発申請が必要との認識でしょうか。	都市計画法第29条に基づく開発許可申請は不要です。
10	実施方針	P8	第3-3-(2)	本件の確認申請等各種行政への申請手数料は別途と考えて宜しいでしょうか。	各種行政手続に要する手数料については、市が別途予算確保して納付するため、設計業務等の対価には含まれません。
11	実施方針	P8	第3-3-(2)	現時点での補助金や各種認証等の取得は想定されているのでしょうか。	要求水準書（設計業務編）（案）P32に記載のとおり、都市構造再編集中支援事業補助金の活用を予定しています。 また、同P12及び別紙1のP3に記載のとおり、ZEB-Readyに係る認証（BELS認証）を取得予定としており、そのための資料作成及び申請に関する手続についても設計業務に含まれます。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
12	実施方針	P8	第3-3-(2)	設計業務に、公園設計が明記されていませんが、要求水準の内容と整合していないように受け取れます。	実施方針P1に記載のとおり、「本事業」は「新図書館の新築及び大井戸公園・一部周辺道路のリニューアル事業」のことを指すため、「本事業の基本・実施設計業務」には大井戸公園のリニューアルに係る設計も含まれます。
13	実施方針	P8	第3-3-(2)-ウ	大井戸公園内の既存施設の解体設計業務について、業務時に既存図面を受領できると考えて宜しいでしょうか。また、アスベスト調査は不要と考えて宜しいでしょうか。	既存の図面については、添付資料2 大井戸公園既存建築物等関連図書のとおりです。 アスベスト事前調査はできておりませんので、設計業務において実施する必要があります。詳細については、募集要項公表時にお示しします。
	要求水準書（設計業務編）（案）	P2	第2-3-(3)		
14	実施方針	P9	第3-4-(1)	①利用料金制を「検討している」とありますが、公募前には利用料金制の採用の有無は決定するという理解でよろしいでしょうか。 ②また、料金設定や利用区分設定は、指定管理者が決定することができるの理解でよろしいでしょうか。	利用料金制の採用に関しては、公募前に決定する予定です。 なお、利用料金制を採用する場合の料金設定や利用区分設定については、市と指定管理者が協議の上決定する方針です。
15	実施方針	P9	第3-4-(3)	①精算経費は、供用開始後2年間における光熱水費にのみ適用されるものと考えてよろしいでしょうか。 ②「供用開始後2年間」とは、供用開始後24か月との理解でよろしいでしょうか。 ③供用開始3年目以降の光熱水費について、提案段階の収支計画においては、1、2年目の市提示額を適用すると考えてよろしいでしょうか。	①及び②についてはご理解のとおりです。 ③については、提案時の光熱水費見込みに関して、各提案者の提案内容や実績等を踏まえた推計値・根拠の提示を求め、そのノウハウを評価するために、供用開始以降の収支計画書に光熱水費予算を提示していただく予定です。
16	実施方針	P9	第3-4-(3)	【精算方法】 ア 供用開始後2 年間における指定管理料に含まれる光熱水費について、収支計画書において提示のあった光熱水費予算と実績の差額を精算する。 イ 供用開始3 年目以降については、供用開始1 年目及び2 年目の年度実績を踏まえて、本市と管理運営法人等が協議して決定する。	No.15の回答を参照してください。
17	実施方針	P9	第3-4-(3)	管理運営等業務における「精算対象」について、光熱水費以外に想定されている経費をご教示ください。	現時点での精算対象は光熱水費のみを想定しています。
18	実施方針	P9	第3-4-(3)	光熱水費の精算方法について「供用開始3年目以降については・・・協議して決定」とありますが、当該協議は供用開始後3年目以降の毎年行われるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、4年目以降は1年目から当該前年までの年度実績を踏まえて協議・決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	具体的には募集要項公表時にお示しします。
19	実施方針	P9	第3-4-(3)	実施方針によると、指定管理者が提出する業務計画に基づいて指定管理料を協議するとありますが、大井戸公園については要求水準書には維持管理業務以外の業務はバラ圖を除き記載されていません。業務計画に、維持管理以外についても提案することを認めていただきたい。	要求水準書（管理運営等業務編）（案）P.22に記載のとおり、大井戸公園におけるものも含めて自主事業を実施することを可能としています。 また、業務計画において、維持管理以外についてもご提案いただくことは可能ですが、詳細は対面式質疑の場で確認させていただきたいと考えています。
20	実施方針	P9	第3-4-(3)	新図書館竣工後から供用開始までの期間の光熱水費は本項規定と同様に実費精算となるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	P9	第3-4-(3)	精算対象項目の見積の差によって提案額に差が生じるのは望ましくないと考えるため、光熱水費と見込むべき金額（市の想定額）をお示しいただくか、光熱水費を提案・入札金額に含まないようにしていただけないでしょうか。	御意見として承ります。
22	実施方針	P9	第3-4-(3)	供用開始3年目以降の光熱水費は事業者負担とありますが、現状の燃料費の高騰状況などからも事業者が高いリスクがあります。供用開始3年目以降も貴市の負担としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	御意見として承ります。
23	実施方針	P11	第3-4-(2)	(2) 参考資料の直接配布について 本事業に関する参考資料とは、市のホームページからダウンロードできる ・実施方針 ・要求水準書(設計業務編) (案) ・要求水準書 (管理運営等業務編) (案) 意外にどのようなものがあるのでしょうか？ それらは、ホームページからダウンロードできるのでしょうか？それとも、直接配布を受けないと閲覧不可能なものなのでしょうか？	要求水準書（設計業務編）（案）のP3に記載のとおり、「大井戸公園現況測量図（CAD データ）」、「事業用地地歴調査関連図書」及び「WOODY 解体工事存置対応状況」の各資料を直接配布資料として配布していますが、当該資料配布の申し込みは、2/19（木）で締め切っており、ホームページ等での公表は行っていません。 募集要項表示に一部は公表し、それ以外についても再度配布機会を設ける予定です。
24	実施方針	P11	第3-6-(4)	「事業者1者につき最大3名程度まで参加可能」とありますが、グループ応募の場合、グループを構成する各社につき最大3名程度の認識でよいでしょうか。また、オンラインで参加することは可能でしょうか。	グループで参加する場合の対面式質疑の参加人数については、代表法人に加えて図書館運営、建築設計、ランドスケープ、建物管理、公園管理の5分野を想定し、最大6名までの参加を可能とします。 また、オンラインでの参加は不可とさせていただきます。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
25	実施方針	P11-12	第3-6-(4)	対面式質疑の参加人数について、「事業者1者につき3名程度」とされていますが、グループでの参加は可能でしょうか？ 本事業は図書館、貸館と複合施設であり、設計、維持管理、運営の各専門領域にわたる詳細な確認が必要と料します。高品質な提案を構築するため、必要に応じて、グループでの参加が可能となりますようご検討をお願いします。	NO.24の回答を参照してください。
26	実施方針	P11	第3-6-(4)	対面式質疑の日程は、提示されている期間の中で事業者で希望を出すことは可能ですか。	対面式質疑の日程については、事業者からのご希望をお聞きして調整する予定ですが、参加を希望する事業者の数が多い場合は、こちらの指定した日時で実施させていただく場合がございます。
27	実施方針	P13	テーマ2	市が別途業務委託を予定している緑の普及啓発事業の具体的な内容と、本事業との切り分けをご教示ください。	本市が別途業務委託を予定している「緑の普及啓発事業」は、現在「緑の相談所及び緑化普及啓発フィールド公園等維持管理業務委託」の枠組みで実施している、市民向けの普及啓発・ボランティア活動支援等を指します。 対象地である大井戸公園における具体例は、次のとおりです。 ・公園の花や生物等の自然にふれあう催し（例：季節の花散策等） ・バラ栽培管理のボランティアグループ（ローズAMA）との協働による活動の企画運営・支援 ・バラ園のサイン（品種ラベル等）に関する普及啓発上の整備 なお、本市が想定する切り分けの考え方は以下のとおりです。 【本事業】 公園全体の維持管理・運営、利用者サービス、安全管理、景観形成、公園の魅力向上等、主として管理運営に係る事業 【別途委託する緑の普及啓発事業】 緑に親しむ機会の創出、市民向け講座・催し、環境学習、ボランティア活動支援など、主として普及啓発・協働推進に係るソフト事業
28	実施方針	P15	第4-1	募集要項の公表（6月下旬）から業務提案書の提出（9月中旬）までの期間が短く、より正確で質の良い提案が可能となるよう期間の延長が可能でしょうか？	現時点では期間の延長は想定しておりません。
29	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ	【同種施設及び類似施設の定義】 ○新図書館の類似施設※1 延床面積2,000㎡以上の公共施設 とありますが、公共施設であれば用途は問わないという理解でよろしいでしょうか。 （類似の意味が、文化施設や教育施設でなく庁舎や公営住宅でも良いと理解して良いでしょうか。）	ご理解のとおりです。
30	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ	(ウ) 代表法人の選定で、前段階略DO業務全般を統括する、次に掲げる要件をすべて満たす統括代理人を設計業務委託期間中にわたり選任（非専任でも可）とすること。とありますが、選任（非専任でも可）とは、本件の統括代理人として選任するが、他の業務と兼務も可とし、常駐も不要であるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ	(ウ) 統括代理人を選任することとありますが、統括代理人の要件をみなしていない者を統括代理人とは別に補佐として業務を実施させる提案は可能でしょうか。	可とします。
32	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ	統括代理人の満たすべき要件に、同種施設又は類似施設に関する「業務の業務責任者として携わった実績を有すること」とありますが当該業務の設計者であることと考えてもよろしいでしょうか。	統括代理人として設計法人に属する者を配置する場合は、ご理解のとおり、所謂「設計者」であること、すなわち、対象物の設計に一定の法的責任を負う者であることをもって、「業務責任者として携わった」ことに該当するとお考えいただいて構いません。
33	実施方針	P16	第4-2-(1)-イ-(ウ)	「統括代理人を設計業務委託契約期間中にわたり選任」とありますが、参加表明時には統括代理人を定める必要はない、との理解でよろしいでしょうか。 なお、実施方針（P22、第4-2-(2)-イ-(1)統括代理人等の変更）に従い、業務提案書にて提案するものと認識しています。	統括代理人は、参加表明時点では定める必要はございません。業務提案書にて提案する際に選定していただければ問題ございません。
34	実施方針	P17	第4-2-(2)-ア-(イ)	入札参加停止措置について、停止期間の基準日はいつからでしょうか。 また対象は代表の設計法人及び管理運営法人が該当でしょうか。	参加表明書提出しようとする時点において、入札参加停止措置を受けている場合は、応募法人または構成法人等として参加できません。（参加表明書を受け付けません。） また、参加表明書受付日から優先交渉権者等決定日までの間に入札参加停止措置を受けた場合は、失格となります。 ただし、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとするを検討します。詳細については、募集要項公表時にお示しします。
35	実施方針	P17	第4-2-(2)-ア-(イ)	選定委員会の委員は事前に公表されるのでしょうか。仮に、選定委員が非公表の場合、事業者が意図せずして本項に該当する法人や関係のある者と接触してしまう可能性があるため、選定委員の事前公表を要望いたします。	事業者選定委員会の委員の氏名等については、募集要項等において公表する予定です。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
36	実施方針	P19	第4-2-(2)-イ-(7)-①-d	「公園の同種施設に関する実施設計の実績を有していること。実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。」とありますが、 ①元請人として受注し、第三者委託（もしくはJVとして他の事業者が担当）としてのものも実績としてお認めいただけますでしょうか。 ②JVの構成企業として受注したのもも実績としてお認めいただけますでしょうか。	実施設計の実績要件としては、元請負人として受注し、単一の契約で実施されることが条件となります。（第3者に再委託した業務は実績として認めません。） JVでの実績は、JV分担業務内容が実績要件を満たしている場合に限り、元請け実績として認めます。
37	実施方針	P21	第4-2-(2)-イ-(7)-②	設計JVでの応募する場合について 設計代表は、要件a～fの内dを除くすべての要件を満たせば良いと理解していますが、構成員企業については、b及びdの要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか。 （※以下引用のため省略）	ご理解のとおりです。
38	実施方針	P21	第4-2-(2)-イ-(1)	管理運営法人は単体・JVの場合のいずれも、競争入札参加有資格者名簿に記載されてなくても参加ができるとの理解でよろしいでしょうか。 設計法人の参加要件には記載があり、管理運営法人に記載が無いので念のための確認です。	ご理解のとおりです。
39	実施方針	P21-22	第4-2-(2)-イ-(1)-②-c	管理運営代表構成員は、単体法人の場合の要件のうち、aの要件を満たすこととされ、bないしdの要件については、管理運営JVが総体として満たすことと記載されています。しかし、cの要件について個別の記載がありませんが代表または構成員のいずれかがcの要件を満たしていればJV全体として要件を充足するという理解でよろしいでしょうか。 （※以下引用のため省略）	ご理解のとおりです。
40	実施方針	P21-22	第4-2-(2)-イ-(1)-②-c	管理運営法人が管理運営JVの場合、 c管理運営代表構成員は、単体法人の場合の要件のうち、aの要件を満たすこと。また、同bないしdの要件については、管理運営JVが総体として満たすこと。 と記載ありますが、 単体法人の場合の要件のうちの「c公園の同種施設に関する管理運営（維持管理を含む）の実績を有していること。実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。」のみ対象外として意図はありますか？	単体法人の場合の要件のうちの「c公園の同種施設に関する管理運営（維持管理を含む）の実績を有していること。実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。」についても、管理運営JVが総体として満たすこととします。
41	実施方針	P21-22	第4-2-(2)-イ-(1)-②-c	c公園の同種施設に関する管理運営（維持管理を含む）の実績について、 実績は、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものと記載されていますが、共同企業体（JV）の構成企業として受注した場合であっても、要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	No36の回答を参照してください。
42	実施方針	P21	第4-2-(2)-イ-(1)	管理運営等統括責任者ならびに館長の資格要件として、「参加表明書の受付日から起算して過去6か月以上の直接的かつ恒常的な管理運営法人との雇用関係がある者」とありますが、令和12年開館予定の施設に向けて本施設により適した人材を長期的視野で選考することを可能にさせていただきたく、期間の定めを撤廃していただけませんかでしょうか。	当該要件を撤廃し、募集要項で修正した条件をお示しします。
43	実施方針	P22	第4-2-(2)-イ-(1)-1-d	参加表明時点で既に6か月以上の雇用関係を有する者を館長候補として確保しておくことは、事業者にとっては大きな参加障壁となってしまうと考えられます。多くの事業者が入札参加を目指すよう、参加資格要件を緩和いただけませんかでしょうか。	No.42の回答を参照してください。
44	実施方針	P21,22	第4-2-(2)-イ-(7)	競争入札参加有資格者名簿への登録は、実施方針19ページに記載のように登録業種を「建築一般」又は「意匠」とする設計法人のみが対象で、管理運営法人は手続きの必要はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	実施方針	P22	第4-2-(2)-(7)	(ウ) 資格者名簿に登録していない民間事業者の参加資格の認定で、「市により登録資格と同等の条件を満たすことが確認された場合は、参加資格を有すると認めるものとする。なお、当該条件確認を希望する者は、参加表明書の提出までに、募集要項等でします予定の手続きを完了すること。」とありますが、条件確認を行えば資格登録は不要との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	P22	第4-2-(2)(エ)	(エ) 統括代理人等の変更で原則として統括代理人、設計法人の管理技術者、及び管理運営法人の業務責任者の変更できないものとなっています。 変更の条件として、病気・事故・死亡・退職等の特別な事情となっていますが、人事異動などで引越しをし責任や職責を果たすことが困難な状況となり、代わりに対応できる人員を確保できた場合は、特別な事由として変更をご承諾いただけるとの認識でよいでしょうか。 とくに管理運営期間は長期にわたることから、ベテラン社員から有能な人員へ責任者を変更することは民間企業では一般的かと存じます。	病気・事故・死亡・退職等の特別な事情として、責任者の変更を認める場合がございます。人事異動等により引越しをし職責を果たすことが困難な場合も、基本的には特別な事由として、適切な代替者の確保を前提に変更を承認する方針です。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
47	実施方針	P22	第4-2-(2)-イ-(イ)	「管理運営代表構成員は、管理運営法人が行う業務に関する全債務を負担すること」とありますが、代表構成員に債務等のリスクが集中することにより、結果として事業コストが増加する可能性も想定されます。役割に応じて管理運営JVの各構成員に債務を負担させるよう、参加資格要件を緩和いただけませんか。	御意見として承ります。
	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P8	第4-1-(1)		
48	実施方針	P23	第4-3-(4)-イ	運営維持管理業務については、参考見積書の提出が求められない、との理解でよろしいでしょうか。	各提案者の提案内容や実績等を踏まえた推計値・根拠の提示を求め、そのノウハウを評価するために、供用開始以降の指定管理料を含め、参考見積書を提示していただく予定です。
49	実施方針	P23	第4-3-(4)-エ	参考見積書の提出へ向け、見積算出漏れが生じないよう、現行運営に係る直近3か年程度の予算・決算資料および契約が必要となる案件の一覧について、参考資料としてご提示いただけませんか。	直近3年間の予算・決算については質問・意見回答書別紙1のとおりです。 また、現状、指定管理者による委託が行われている案件は次のとおりです。 ①施設・設備の保守管理、清掃衛生管理 ②産業廃棄物処理（収集・運搬） ③産業廃棄物処理（廃プラ類、金属くず等処分） ④産業廃棄物処理（廃蛍光灯処分） なお、こうした再委託等が必要な範囲は事業者により異なるため、要求水準書をご確認いただき、適切に想定してください。
50	実施方針	P23	第4-3-(4)-エ	図書費および視聴覚資料購入費について、年間の目安額や算定に当たっての考え方があればご教示ください。	図書費及び視聴覚資料購入費に関する年間の目安額や算定方法については、管理運営計画策定過程において、本市との協議を通じて具体的な金額を決定する予定です。 参考として、令和6年度の実績は、一般書4,914千円、児童書4,333千円、参考図書600千円、視聴覚資料なしになります。
51	実施方針	P23	第4-3-(4)-エ	運営期間中において、指定管理者の予算により更新・入替が必要となる設備・機器等が想定されている場合には、その内容および範囲についてご教示ください。（例：複合機・プリンター）	指定管理者の予算で更新・入替が想定される設備・機器については、具体的な例として複合機やプリンター等の一般事務業務に使用される機器類が考えられますが、現状これに加えて利用者用複写機1台を想定しています。 なお、図書貸出や管理に係る機器（システム端末やプリンター、図書検索機）、利用者用インターネット閲覧端末などは市で用意する想定です。 詳細は、管理運営計画策定過程において、本市との協議を通じて決定する予定です。
52	実施方針	P23	第4-4-(1)	選定委員会の役職・指名は公告時に公表されるのでしょうか。	No.35の回答を参照してください。
53	実施方針	P27	第4-5-(2)-ウ	契約保証金は設計業務、開館準備業務のそれぞれに対して発生するのでしょうか。また、返還・還付時期は工事監理業務委託契約の締結後、開館準備業務は指定管理者基本協定の締結後という認識でよろしいでしょうか。	契約保証金は設計業務および開館準備業務のそれぞれに対して発生します。詳細は募集要項等において提示します。
54	実施方針	P25	第4-4-(6)-エ	提出書類の変更禁止とありますが、提案内容を変更する必要性が生じた場合は、市と事業者で書面で合意を行えば、提出書類を変更せずに、提案内容を変更することは可能との理解でよいでしょうか。	提案内容の変更は原則禁止です。ただし、公平性の観点からも支障がなく、市がやむをえないと認める事情がある場合に限り、市と事業者との間で別途書面で合意を行うことで、提出書類を変更せずに提案内容の変更を行うことが可能です。書面での合意は必須となります。
55	実施方針	P25	第4-5-(3)-ウ	契約保証金について、契約保証金に代わる担保として有価証券等の提供により保証を付するものとする。とありますが、履行保証保険を付保し保険証券の写しを提出すれば良いのでしょうか。	履行保証保険を付保し、保険証券の写しを提出することで、契約保証金に代わる担保としての保証を付することが可能です。詳細は募集要項等において提示します。
56	実施方針	P29	第5-2-(1)-ア	業務継続が困難になった場合は、「帰責者である設計法人又は管理運営法人等が賠償するものとする」とありますが、帰責性を有しない企業は連帯での賠償は不要であると認識でよろしいでしょうか。また、違約金についても帰責者負担となり、連帯での債務はないとの理解でよろしいでしょうか。	帰責性を有しない企業は、連帯での賠償は不要であるとの認識で問題ありません。また、違約金についても帰責者が負担し、連帯での債務は発生しない方針です。
57	実施方針	P26	第4-5-(1)-イ-(イ)	対価の改定について、指定管理料の改定に関する記載はありますが、新図書館開館準備業務の対価は改定されないのでしょうか。 別紙4(リスク分担表)では、物価変動リスクについて「※4物価変動に一定程度の下降又は上昇があった場合、一定調整する。」と記載されていることを踏まえて御回答願います。	御意見として承ります。
58	実施方針	P27	第4-5-(3)-ウ	「設計業務及び開館準備業務については、業務の対価の総額の100分の5に相当する金額以上の額を納付するか、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供等により保証を付するもの」とありますが、履行保証保険証券の提出でもよい、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	実施方針	P29	第5-1-(3)	指定管理業務の始期前に、北図書館の指定管理者と業務の引き継ぎを行うにあたり、作業量や引継ぎ期間について具体的に教示ください。また、引継ぎ方法は、口頭のみならず引き継ぎ書（尼崎市様による内容精査済みのもの）のご提示があると考えるとよろしいでしょうか。	現北図書館の指定管理者との業務引き継ぎについては、新図書館開館準備等業務ではなく、指定管理者として従事していただく業務に含まれます。作業量や引継ぎ期間については、管理運営計画策定過程において、具体的な内容を確認しながら検討します。 また、引き継ぎ書の提示についても尼崎市で内容を精査したものを提示する予定です。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
60	実施方針	P30	第5-2-(2)	指定管理者の指定に関する議会の決議が得られなかった場合、リスク分担表（案）番号2に該当すると理解してよろしいでしょうか。	指定管理者の指定に関する議会の決議が得られない場合については、実施方針の別紙4リスク分担表（案）の番号2「市の責めに帰すべき事由による事業契約締結の遅延・中止」に該当するものではありません。議会の議決を停止条件とする規定を設けた指定管理協定書（案）を公表予定です。詳細は募集要項等にて公表します。
61	実施方針別紙3		事業工程表	「運営準備期間（6+3か月）」について、 ①この期間に想定されている業務内容について具体的にご教示ください。 ②上記に関連して、新図書館ではICTタグ導入による業務効率化も想定されますが、そのための当該施設以外も含めた現蔵書のIC化について、市のお考えをご教示願います。	運営準備期間（6+3か月）に想定される業務内容は、開館準備に必要なあらゆる業務を含みます。（管理運営体制の確立、新館の本の配架計画、業務引継ぎ、オペレーション研修など） また、実施方針別紙3事業工程表に記載のとおり、尼崎市立中央図書館のリニューアルを同時期に実施することから、市全体の蔵書についてまとめてIC化を予定しています。 なお、ICTタグ貼り付けは別途業務委託を予定しています。
62	実施方針別紙3		事業工程表	新図書館建設（20か月）の下に※公園工事に係る期間は考慮していないとありますが、この間に公園工事期間が含まれると理解して問題ないですか？	基本的には、新図書館建設期間に公園工事期間が含まれるとの理解で問題ありません。 工事工程や包括的な発注の範囲等の詳細は具体的な計画内容を踏まえ、設計期間において検討するため、新図書館建設完了時に公園工事が継続されている可能性を想定して注意書きを記載しています。
63	実施方針別紙3		事業工程表	中央図書館のリニューアルが令和9年度から12年度にかけて実施される予定ですが、完了時期の「令和12年度中頃」がどのくらいの時期を示すのかご教示ください。新・北図書館の移転・開館時期とは重ならないスケジュールを想定しているという認識でよろしいでしょうか。現・北図書館の移転準備にともなう休館時期をいつごろ想定しているかもあわせてご教示願います。	中央図書館のリニューアル完了時期の詳細は未確定ですが、北図書館と中央図書館の閉館時期は重ならないスケジュールとすることを想定しており、計画の進捗次第で相互に工期等の調整が必要となる可能性があります。 現北図書館の休館時期は、現時点で新図書館の建設工事了り前3～6か月程度（新図書館供用開始前6～9か月程度）を想定していますが、管理運営法人等との協議により詳細を検討していきたいと考えています。
64	実施方針別紙4		番号4	4本業務に直接関係する法令変更、新たな規制立法の成立は市のリスクとなっておりますが、維持管理において、法制度の変更及び各行政機関の指導や法解釈の変更により、新たに実施が必要となった点検費用の負担も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項等にて公表します。
65	実施方針別紙4		番号20	20事業の実施に必要な資金の確保（事業者負担）は事業者リスクとなっておりますが、DO事業のため資金調達は無いためと思っております。ここではどのような資金の確保を想定されてますでしょうか。	資金の確保については、本市側から必須に求めるものではありません。例えば市からの支払いがあるまでの間、事業者のコスト負担のために必要に応じて、事業者負担にて実施してください。
66	実施方針別紙4		番号21	金利変動は民間でリスクコントロールができないものであるため、貴市と事業者の双方を△とし協議事項とするのが合理的と考えますがいかがでしょうか。	御意見として承ります。詳細は募集要項等にて公表します。
67	実施方針別紙4		番号22	物価変動の改定に係る初回起算日をご教示ください。債務負担行為設定日と入札公告日のどちらでしょうか	物価変動改定に係る初回起算日についての詳細は募集要項等にて公表します。
68	実施方針別紙4		番号48	4-8 第三者の責めに帰すべき事由によるもので、小規模かつ相手方特定が困難な場合は事業者負担となっておりますが、事業者で本リスクの費用を想定するのは困難なため、本リスクは市の負担としていただけないでしょうか。事業者リスクとなりますと、発生するかわからない費用を見込む必要があり、入札金額が膨らみます。	御意見として承ります。詳細は募集要項等にて公表します。
69	実施方針別紙4		番号45, 47	経年劣化によるもので極めて小規模なものは事業者 経年劣化によるもので上記以外のものは市の負担とされています。 また※7には「規模・金額条件については契約書（案）で掲示する」とありますが、これは、一般的に1件あたりの修繕費が〇〇万円以上の場合といった金額基準が契約書で示されるという理解でよろしいでしょうか	詳細は募集要項等にて公表します。
70	実施方針別紙4		番号52	業務期間の満了及び期間途中における業務の廃止に伴う原状回復費用とありますが、原状回復とは事業者が持ち込んだ什器備品等の撤去や、市の許可を得ず行った設備等の改造をした場合の原状回復との理解でよろしいでしょうか。 また、施設の運営に支障が無い範囲の、内外装や設備の経年劣化は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	実施方針	※記載なし	※記載なし	地盤調査、改良について、実施方針に記載がありません。具体的な業務内容、コスト負担等についての考え方を教示ください。	現時点で判明している事業用地の土地利用履歴及び地盤条件に係る情報は、要求水準書（設計業務編）（案）P3に記載の参考資料（直接配布資料）に含まれていますが、募集要項公表時にもあらためてお示しします。 また、同別紙1「建築設計業務特記仕様書」のP4に記載のとおり、土質調査の仕様については募集要項公表時に示すこととしており、設計業務に含むものです。 なお、当然ながら土質調査結果や設計内容によっては地盤改良が必要になる可能性はありますが、その費用は建設工事費に含まれることとなります。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
72	要求水準書（設計業務編）（案）	P2	第2-2-(3)	「地域の歴史・文脈や景観、風土等を踏まえ、武庫之荘らしい風景の創出に努めるとともに、地域の魅力向上につながるよう、まち全体への視座をもって設計を行うこと。」と記載があるように、本事業においては新図書館単体ではなく、大井戸公園および周辺住宅地、阪急武庫之荘駅からの動線を含めた「居場所の連なり」や「回遊性」を意識した提案が重要と考えております。そこで、尼崎市として、本エリアにおける①歩行者動線、②生活動線、③滞留拠点の配置などについて、中長期的に想定している構想や整理があればご教示ください。	対象エリアにおける歩行者導線や生活導線などについて、中長期的に想定している構想などはありませんが、本事業では、基本計画で掲げている「まちづくりコンセプト」の実現を目指し、施設の整備や維持管理運営を計画することとしているため、ご指摘の「居場所の連なり」や「回遊性」は重要な視点であると考えています。
73	要求水準書（設計業務編）（案）	P2、P32	市民ワークショップ、コストマネジメント	市民のための施設であるため、市民ワークショップの開催は不可欠であると考えますが、運営面における意向・ニーズの反映を主としたワークショップという理解で良いのでしょうか。意向・ニーズを設計に反映するとすると、コストコントロールが困難になることが予想されますが、その場合どのような措置を取れば良いでしょうか。	市民ワークショップの趣旨については、No.8の回答を参照してください。市民ワークショップの開催は、市民の意向やニーズを図書館運営に反映する重要な手段であると考えているため、ワークショップで得られたフィードバックを考慮しつつ、予算内での実現可能性を検討し、優先順位をつけて対応していくことになると考えています。
74	要求水準書（設計業務編）（案）	P3	第2-4	建ぺい率の上限：12%について、「※都市公園法施行令第6条第1項第1号及び第3号に規定する建築物(教養施設、屋根付き広場等)については、上限10%、同項各号に規定する建築物のいずれにも該当しない建築物については、上限2%。(都市公園法第5条の9第1項に規定する場合を除く。)」とありますが、「建ぺい率の上限12%※」はそれらの合計と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書（設計業務編）（案）	P3	第2-4	今回の新図書館の整備にあたり、大井戸公園の26479㎡を一敷地として扱ってよいとお教えいただけますでしょうか。	ご理解のとおり、大井戸公園は一の都市公園であり、その全体が「一団の土地」であることから、原則として建築基準法上は公園全体が一の敷地となりますが、。
76	要求水準書（設計業務編）（案）	P3	第2-4	大井戸公園周囲の道の幅員の正確な数値をお教えいただけますでしょうか。	大井戸公園周囲の道路幅員については、公開型GISサイト「地図情報あまがさき」(https://amagasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1)において、認定幅員や現況幅員の参考数値を閲覧していただけますが、任意の箇所の正確な幅員等をお知りになりたい場合は、現場をご確認いただく必要があります。当該サイトでご確認いただけない事項や、掲載内容に関するご不明点等については、各施設を管理する所管部局（市道であれば道路課）にお問い合わせください。
77	要求水準書（設計業務編）（案）	P3	第2-4	事業用地の地質調査データがあればご提示ください。	NO.71の回答を参照してください。
78	要求水準書（設計業務編）（案）	P8	第3-2-(8)	写真の著作権の権利等については工事請負契約において撮影する完成写真に関するものと考えてよろしいでしょうか。	ワークショップ等に関するものなど、設計業務において撮影する本事業に係る写真全般のことを指します。
79	要求水準書（設計業務編）（案）	P10	第4-1-(2)-イ	公園に隣接する市道及び歩道の改修提案（道路拡幅等）及び設計も新図書館整備事業の業務範囲とらえてよろしいですか。	公園に隣接する市道及び歩道は、現況幅員の範囲内で公園との一体的な整備を想定しているため、改修提案ならびに設計については本業務の範囲になります。
80	要求水準書（設計業務編）（案）	P10	第4-1-(2)-イ	道路部分について、どこまでを設計対象として扱うべきか（歩道の舗装・緑石処理・段差解消・街路樹・照明等）、本市の想定をご教示ください。また、完成したのちの道路部分の維持管理はどのようなご想定でしょうか？設計範囲において、公園内外で一貫した理念の管理姿勢が求められると感じており、質問いたします。	設計の考え方については、No.79の回答を参照して頂き、設計対象としては、公園との一体的な整備に必要な施設を対象としています。維持管理については、ご意見のとおり一貫した理念で行うことが重要であると考えていますが、詳細は、募集要項等公表時にお示しします。
81	要求水準書（設計業務編）（案）	P11	第4-2-(3)-ウ	敷地外周道路から新図書館への移動が安全かつスムーズとなるように建築物を配置するとありますが特に駐車場（利用者用、管理用）への進入で規制がある道路はありますか。	新図書館への来館は、歩行者や自転車等を主に想定しているため、車の乗り入れ等が必要な場合は、来館者の利用動線を踏まえ、安全に配慮した計画として下さい。交通規制については、現地交通規制標識で確認してください。また、駐車場を整備する際の乗り入れについては、尼崎市住環境整備条例に基づき道路管理者と協議が必要になります。
82	要求水準書（設計業務編）（案）	P12	第4-2-(5)-ア	計画敷地は、想定浸水深さが3m未満とされていますが、二階建ての場合屋上、三階建ての場合は三階に外部から直接アクセス可能な場所を作ると記載があります。二階建ての二階部分を避難先とする計画では認められない理由や背景についてお教えください。また、身障者の避難への配慮についても考慮する必要があると考えておりますが、想定されておりますでしょうか	新図書館は津波等一時避難場所として指定することを予定しており、その要件は、「尼崎市地域防災計画」第3章第1節-2-(2)に記載のとおりとなっています。参考： https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/279/R6honpen_3.pdf この中で、「3階以上に一時避難ができる通路等の共用スペースがあること。」とありますが、「3階以上」には2階屋上も含むものであり、「24時間解放可能」とすることが必要であるため、当該要件を満たすように計画してください、という意図です。また、避難動線をバリアフリーとすることは想定していませんが、身障者避難に配慮した計画が望ましいと考えています。
83	要求水準書（設計業務編）（案）	P12	第4-2-(5)-ア	「津波等一時避難場所」に指定する予定であることから、2階建ての場合は屋上、3階建ての場合は3階に屋内だけでなく外部からも直接アクセス可能なスペースを計画すること。」と書かれていますが、想定されるスペースの広さや避難人数をご教示ください。	具体的な避難人数や避難スペースの規模等は、現時点では想定しておらず、提案内容を踏まえて設計段階で検討したいと考えています。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
84	要求水準書（設計業務編）（案）	P13	第4-3-(1)-ア-(7)	「新図書館に付帯する外構（造成、駐車場、広場、工作物等）、什器・備品や図書館情報システムに係る費用は含まない。」とありますが、P16以降で「家具・什器を計画すること。」との記載があります。計画内容が家具・什器の調達コストに影響しますが、家具・什器の事業規模や調達方法（業者選定方法）をお示しください。	家具・什器・備品の調達コストについては、建設費用に含める形で、募集要項公表時に目安となる金額をお示しする予定です。 また、その調達方法は設計業務において協議の上決定する予定としていますが、調達方法まで含めたご提案を期待しているものです。
85	要求水準書（設計業務編）（案）	P14	第4-3-(1)-ウ-(1)	「必要なサインは空間のデザインと合わせて、分かりやすく親切的なデザインとすること。」とあり、また、P16、P20では、「書架等に設置するサインはわかりやすさやデザインを工夫すること。（他の諸室においても同様。）」と明記されており、施設のサインは全体で統一感を持たせるほうが望ましいため、本事業に用いるサインは全て建築費の目安に含めるという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 家具・什器等の調達コストとして計上すべきものも考えられますが、想定する建設費の算出にあたっては、すべてのサインを含むものとしてお考えください。
86	要求水準書（設計業務編）（案）	P14	第4-3-(1)-エ	図書館閉館時にも利用可能とすべき室はないものと考えてよろしいでしょうか。	新図書館の基本的な開館日・開館時間は全館で統一した運用とする想定ですが、特別整理期間など、図書館機能が停止している際も、開館日については多目的ホールや多目的室などの貸館部分及びコモンズエリアは利用可能とすることを想定しています。
87	要求水準書（設計業務編）（案）	別紙1-P4 P15～20	Ⅱ-1-(2) 第4-3-(1)-エ	「内外装のトータルデザインは外構計画を含めたデザインの提案を行うこと」が求められています。 そこで、図書館の内部機能に限定せず、公園と連動した屋外や半屋外での滞留空間について、提案可能でしょうか。また、現時点で想定していない用途制限等があればご教示ください。	要求水準書「第4-2-(2)-イ」では「公園に面したテラス等の屋外又は半屋外で読書等ができるスペースを多く確保することや、児童閲覧スペースや多目的ホール、カフェ等を公園に面した1階に配置することなどにより、屋内外が一体感ある空間となるような施設計画」を求めており、法令及び要求水準書に記載の条件の範囲で、ご指摘の「公園と連動した屋外や半屋外での滞留空間」の提案は可能です。
88	要求水準書（設計業務編）（案）	P15	第4-3-表	新施設を津波等一時避難場所とする際に防災備蓄倉庫等は必要かお教えいただけますでしょうか。もし必要な場合、防災備蓄倉庫に必要な面積をお教えいただけますでしょうか。	津波等一時避難場所であるため、防災備蓄倉庫を設けることは想定していませんが、市より携帯用トイレは提供するため、その保管場所は必要となります。携帯トイレについては、収容人数（指定範囲に対して、1人当たり1㎡）の1/10を提供します。
89	要求水準書（設計業務編）（案）	P17	第4-3-(1)-エ	開放性や安全性を確保できるのであれば、親子用のスペースは2階以上でも設計可能でしょうか？1階に設置することを基本とされた経緯や意図があればお教えいただけますか。	児童・親子エリアについては、公園内という立地を活かす観点から、屋外・半屋外における子どもの活動（遊び）を想定し、空間の連続性を持たせることで、図書スペースと屋外スペース、図書館前広場の一体的な利用ができ、様々な活動が可能となると考え、1階部分の設置を基本としていますが、この趣旨を満たし、安全性や開放性、静寂が求められるエリアへの配慮などができるのであれば、2階以上への配置提案も可能とします。
90	要求水準書（設計業務編）（案）	P16、17、20	第4-3-(1)-エ	ICタグ管理、BDSはマストでしょうか？	現時点では本市中央図書館を含め、市内全蔵書をIC化する予定であり、BDSの設置も必須と考えていますが、有効な代替案等のお考えについて、対面式質疑の場で確認させていただきたいと考えています。
91	要求水準書（設計業務編）（案）	P14-20	第4-3-(1)-エ	一部の諸室・スペースについて、1階配置が基本と記載されていますが、民間事業者の創意工夫、ノウハウを活かし、コンセプトを実現するために2階、3階配置の検討も問題ないでしょうか？	児童・親子エリアについては、No.89の回答を参照してください。 その他の諸室・スペースについても同様に、要求水準書（設計業務編）（案）P14に記載のとおり、公園内という立地を活かした機能配置や、静寂が求められるエリアの機能性を損なわない前提で、各諸室の2、3階への配置を含めて、コンセプトの実現に寄与するような、より魅力的な施設整備につながる提案を期待するものです。
92	要求水準書（設計業務編）（案）	P17、P18	第4-3-(1)-エ	一部機能を1階指定と有りますが、民間の創意工夫やノウハウにより1階以外でも計画は可能でしょうか。	No.91の回答を参照してください。
93	要求水準書（設計業務編）（案）	P18	クリエイティブスタジオ・多目的室	「具体的な活用方法を提案すること。」とありますが、提案者によって提案内容の構成が異なり、審査の基準が不明瞭になるかと思われます。提案者が提案した機器構成すべてが採用されるのか、また、クリエイティブスタジオ、多目的室に配備する機器や什器の調達方法・費用負担の考え方を教えてください。	クリエイティブスタジオ・多目的室の具体的な活用方法を提案してもらった場合であっても、提案者による提案内容構成の差異の程度は、一般的な範囲内であるとと考えています。 クリエイティブスタジオ・多目的室に設置する設備等も含めて、家具・什器等の調達コストについては、建設費用に含める形で、募集要項公表時に目安となる金額をお示しする予定です。 また、その調達方法は設計業務において協議の上決定する予定としていますが、調達方法まで含めたご提案を期待しているものです。
94	要求水準書（設計業務編）（案）	P18	クリエイティブスタジオ・多目的室	クリエイティブスタジオの諸機能は現・テレビの貸室機能を継承するものと思料しますが、その機能・用途は記載された活用例をふまえたうえで事業者の提案によるという認識でよろしいでしょうか。	クリエイティブスタジオや多目的室における機能や用途は、要求水準書に記載している活用例を踏まえたうえで、具体的な活用方法を提案してください。
95	要求水準書（設計業務編）（案）	P19	ボランティア室	ボランティア室を使用するのは「要求水準書（管理運営等業務編）」J21-22ページに記載されている児童ボランティアグループや障がい者ボランティアグループという認識でよろしいでしょうか。現在、北図書館で活動しているボランティア団体の名称、活動頻度、活動内容等をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 児童ボランティアグループ「ひまわりの会」は、月4回（別で月2回北図書館で例会）の頻度で本の読み聞かせ等を実施しています。 障がい者ボランティアグループ「ま・どんな」は、対面朗読を年間60回程度、大人向け朗読会を月1回程度実施しています。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
96	要求水準書（設計業務編）（案）	P19	コモンズエリア	「厨房・バックヤード・カウンター50m程度のカフェの専用スペースを設けること。」とありますが、什器・備品の調達方法・費用負担をお示しください。また、別途収益施設内にカフェを設置提案する場合にも、本スペースは必須となりますでしょうか。	カフェの専用スペース内の什器・備品については事業者の負担とする考えですが、家具・什器等の調達コストの目安や費用負担の考え方については、建設費用に含める形で、募集要項公表時に目安となる金額をお示しする予定です。 公園内に新図書館とは別棟で、設置管理許可等の活用により収益施設としてカフェを設ける場合、新図書館の同一棟内にカフェを設けることは必須ではありませんが、その場合の収益施設棟の配置は、新図書館利用者の利便にも配慮したものとしてください。
97	要求水準書（設計業務編）（案）	P20	書庫	「本の適切な保存環境に必要な措置を講じること」とありますが、必要な措置の基準があればご教示ください。また、現・北図書館において温湿度管理、紫外線カット、害虫対策等を特別に講じる必要がある資料はございますでしょうか。	厳密な基準はなく、一般的に保存に適した環境であれば良いという趣旨です。現北図書館の所蔵資料には、特別に対策を講じる必要のある資料はありません。
98	要求水準書（設計業務編）（案）	P20	書庫	「開架閲覧・学習エリア（計10万9千冊以上）」とありますが、p16「一般開架・閲覧室」の「少なくとも9万8千冊以上」とp17「YA（ヤングアダルトコーナー）」の「6千冊以上」を合わせると10万4千冊以上ではないでしょうか。	開架閲覧・学習エリア（主な配架室は以下①～③）の109,000冊の内訳は、以下のとおりです。 ①一般開架・閲覧室 98,000冊以上 （105,000冊以上が望ましい） ②参考室 5,000冊以上 ③YA（ヤングアダルト）コーナー 6,000冊以上
99	要求水準書（設計業務編）（案）	P23	第4-3-(3)-イ-(イ)	設置する太陽光設備の容量について御教示下さい。	太陽光発電設備の容量については、市の方針として自施設で消費する電力分のみを設置することとしており、設計段階で提案内容を踏まえて検討する予定ですが、想定する事業費の算出にあたっては、30kW程度を想定してください。
100	要求水準書（設計業務編）（案）	P23	第4-3-(3)-イ-(ロ)	舞台装置設備を設置する室および仕様について御教示下さい。	舞台装置設備を設置する室として想定しているのは、多目的ホールのみです。その仕様については、提案内容に応じて適切なものを計画してください。
101	要求水準書（設計業務編）（案）	P26	第4-4-(1)	図にあります整備イメージ図においてゾーニングがなされていますが、これ以外のゾーニングの提案、各広場の大きさを変更することは可能ですか。	要求水準書P26の「大井戸公園の整備イメージ（ゾーニング図）」は、ご指摘の各広場や空間、グラウンド等の位置関係を示したおおよそのゾーニングであり、各ゾーンの大きさを変更することは可能です。ただし、整備イメージ（ゾーニング図）を基本として、新図書館と一体的かつ魅力的な新図書館の外構計画及び公園のリニューアル計画をする中で、その他必要な施設がある場合は、提案いただくことは可能です。
102	要求水準書（設計業務編）（案）	P26	第4-4-(1)	大井戸公園の敷地内通路の道幅や舗装の仕様規定がありましたらお教えください	現在のメインの園路幅は約6.5mですが、園路幅や舗装の仕様規定はありません。
103	要求水準書（設計業務編）（案）	P27	第4-4-(2)-エ	敷地西側、敷地内南西に3-16号指定水路が流れていますが、その周辺の制限はございますでしょうか。（境界からの離隔等）	水路自体の構造に影響がなければ、制限はありません。
104	要求水準書（設計業務編）（案）	P28	第4-4-(2)-エ	既存のバラ園の再編は可として、公園全体で品種本数の維持を基本とする記載がありますが、多少の増減は問題ないですか。 既存のバラ園のバラの本数や種類等をお教えいただけますでしょうか。 既存のバラ園の植込み面積をお教えいただけますでしょうか。	公園全体として、既存バラ園の魅力や景観資源としての価値を著しく低下させないことを前提に、多少の増減は可としますが、品種・本数の維持を基本としてください。再編に伴い、個別の配置変更や更新過程で生じる一定の増減まで直ちに認めないものではありませんが、提案に当たっては、再編後においても、公園全体として現状と同等以上のバラ園としての魅力や景観性が確保されるよう配慮してください。 （既存バラ園） ・バラの本数：バラ1,332株、ツルバラ81株 ・植込み面積：1,625㎡
105	要求水準書（設計業務編）（案）	P28	第4-4-(2)-エ-(イ)	バラ園について、「再編は可とするが、その場合は、公園全体で品種・本数の維持を基本とする」とあります。「本数の維持」とは、「現状の株数を1本も減らさない厳密な員数管理」を指すのでしょうか。それとも、再編後の公園デザインにおける「景観としてのボリューム感（緑量）の維持」であれば、多少の増減は許容されるのでしょうか。 バラは維持管理が難しく、特に移植に伴う活着率低下のリスクや、病気による管理コストが非常に高い植物です。「本数」が絶対条件である場合、枯死リスクを見越した補植用予算を見積もる必要があるため、コスト算出の精度を高める目的で確認するものです。	ここでいう「本数の維持」とは、現状の株数を一株単位で厳密に固定する趣旨ではなく、公園全体として既存バラ園が有する景観上・機能上の価値を維持することを基本とする考えです。 したがって、再編や更新、移植等の過程において生じる一定の増減まで一律に排除するものではなく多少の増減は問題ありません。 提案内容として、 ・再編後の公園全体におけるバラ園の魅力 ・品種構成の考え方 ・景観としてのボリューム感や見応え ・維持管理上の実現性が適切に確保されていることが必要です。 なお、バラは維持管理等に配慮を要する植物であることから、提案に当たっては、移植・更新・補植を含め、維持管理上のリスクを踏まえた実施計画及び費用計画を検討してください。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
106	要求水準書（設計業務編）（案）	P28	第4-4-(2)-カ-(7),(4)	大井戸古墳周辺の計画について「池を撤去し、一体的な修景とする」とありますが、「修景」の範囲として、古墳の墳丘本体（盛土部分）に対する整備・改修は許容されますでしょうか。 （例：眺望確保のための既存樹木・地被植物の剪定・伐採、見学動線としての階段やスロープの設置、夜間照明の設置、表面の整地など） また、新図書館や関連施設を配置する際、古墳の墳丘裾から確保すべき「具体的な離隔距離」や、広場整備に伴う「掘削深度の制限」は設定されていますでしょうか。その他、工事車両の乗り入れや盛土による「地盤への荷重制限」等、埋蔵文化財保護の観点から遵守すべき基準があればご教示ください。 質問の意図としては、大井戸古墳を公園の資源として有効活用する提案（登れる古墳、ライトアップ等）が可能か、あるいは厳格な保存が求められるかによって、施設計画および概算工事費が大きく変動するため確認させていただくのです。	大井戸古墳は、これまで発掘調査が実施されておらず、遺跡範囲の確定には至っていない状況です。このため文化財保護法による遺跡の範囲および尼崎市文化財保護条例による遺跡推定地の範囲においての土木工事等については、文化財保護部局（歴史博物館）との調整、通知が必要となります。 また古墳本体の盛土は原則として掘削することはできません。ただし、現状を保護したうえで、上から土を盛るなどしたうえで修景することは可能です。樹木の伐採も現状の古墳の形状を保つことができるのであれば、可能となります。文化財保護部局（歴史博物館）と調整が必要です。 土木事に伴う深さ等の基準については遺跡範囲の確定を含めて、発掘調査等が必要となります。調査の結果、文化財保護上支障がないと判断された場合には、整備可能な範囲や内容を個別に検討することが可能となります。 なお、離隔距離、掘削深度、荷重制限等の具体的な基準についても、現時点では遺跡範囲が未確定であるため一律の数値基準は設定しておらず、今後の調査結果および文化財保護上の判断に基づき個別協議となります。
107	要求水準書（設計業務編）（案）	P28	第4-4-(2)-カ	祠については現況のままですとありますが、祠の向きを変更させたり、周囲を整備して環境を整えることは可能ですか。	祠の向きを変えるのは不可ですが、周囲の環境整備は可能です。
108	要求水準書（設計業務編）（案）	P28	第4-4-(2)-ケ-(7)	既存のせせらぎ水路は廃止するとありますが別添資料3 インフラ整備状況図の水路網図に記載ある指定水路も廃止するのですか。	水路網図で示している北側市道（武庫之荘南区画第4号線）の北側の3-16号指定水路及び同市道南側の4-33号指定水路は、現況暗渠となっている水路であり、廃止予定はありません。 廃止対象としている「せせらぎ水路」は、大井戸公園区域内北端の地上部にある修景施設です。
109	要求水準書（設計業務編）（案）	P28	第4-4-(2)-ケ-(7)	公園北側に指定水路があると記載されています。この水路は要求水準書p28に記載されている廃止するせせらぎ水路のことなのか、あるいは、別の水路があるのかお教えいただけますでしょうか。 もし別の水路がある場合は、新図書館との離隔を取る必要はありますか。要求水準書の別添資料3に加えて正確に水路の位置が示されている図があればご教示ください。	No108の回答を参照してください。 なお、暗渠となっている水路の正確な位置等については、所管部局（河港課）へご確認いただく必要があります。
110	要求水準書（設計業務編）（案）	P29	第4-4-(2)-サ	駐車場を整備する場合、大井戸公園の駐車場として扱うのか、新図書館と駐車場として扱うのか、駐車料金の有無等も提案によると考えてよろしいでしょうか	要求水準書に記載のとおり、身障者用駐車場以外に駐車場を計画する場合は、新図書館の一般利用者用駐車場として計画してください。公園利用者用の駐車場の整備は想定していません。 駐車場を計画する場合は、ご理解のとおり利用料金も提案によりますが、周辺駐車場（台数、利用料金等）も踏まえ、台数とともに適正な利用料金の考え方も提案してください。
111	要求水準書（設計業務編）（案）	P29	第4-4-(2)-サ	駐車台数の想定について御教示下さい。必要台数算定の根拠となる既存施設の駐車台数、車による来館率等について御教示下さい。	現北図書館には、身障者向け駐車場2台のみがあり、詳細な調査は実施しておりませんが、車での来館率は5～6%と考えています。 駐車場の提案にあたっては、駅から近く周辺に民間の駐車場が立地している状況等を踏まえる中で、新図書館の望ましい管理運営の観点から、台数も含め、提案してください。
112	要求水準書（設計業務編）（案）	P29	第4-4-(2)-シ	駐輪場内での放置自転車や公園と無関係に駐輪する車両の長時間利用を防ぐ目的で、有料（例：3時間以上は100円など）とすることは可能でしょうか。また、開館時間以外に駐輪場を閉鎖できる構造とし、図書館の開館時間とおおむね時間を連動させる運用は検討可能でしょうか。	駐輪場は、基本的に無料とする方針です。 後段の新図書館の開館時間以外に駐輪場を閉鎖できる構造とすることや、新図書館の開館時間とおおむね時間を連動させる運用は検討可能です。
113	要求水準書（設計業務編）（案）	P31	第5-3-(1)	大井戸公園内の既存施設の解体設計が必要な施設は屋外トイレと屋外倉庫と藤棚と考えて宜しいでしょうか。	解体を必須としている建築物及び工作物は、屋外トイレ、屋外倉庫、藤棚に加え、シェア自転車置き場北側（新図書館エリア内バラ園の東側）の高台になります。 その他の園路や樹木についても、整備内容に応じて撤去数を計上していただくことになります。
114	要求水準書（設計業務編）（案） 別添資料1	P1		公園の敷地内土砂の切り盛りの制限はございますでしょうか。（例として大井戸公園のシェア自転車置き場北側の高台の切土）	要求水準書（設計業務編）（案）P27、第4-4-(2)-イ-(4)に記載のとおり、バラ園東側の見晴らし台（シェア自転車置き場北側の高台）については、撤去対象としています。 また、古墳及びその周囲を除き、それ以外の部分に係る土砂の切り盛りについては、基本的に制限等はありません。 なお、古墳及びその周囲の掘削については、No.106の回答を参照してください。
115	要求水準書（設計業務編）（案） 別添資料1	P1		大井戸公園のシェア自転車置き場北側の高台につきまして、設備等の埋設に伴う盛土でしょうか。それとも、意匠上の設計によるものでしょうか。	意匠上の設計によるものです。 なお、要求水準書（設計業務編）（案）P27、第4-4-(2)-イ-(4)に記載のとおり、当該高台は撤去対象としています。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
116	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P3	第3-1-(2)	「大井戸公園」の範囲について、明示された資料をご共有いただきたいです。敷地内に川があり、設計業務では公園外の部分も対象になっているなどで、管理運営の対象となる境界を把握しきれずにあります。	大井戸公園と周辺道路等との境界については確定していません。現状、厳密な「大井戸公園の範囲」をお示しすることはできませんが、管理運営の対象となる境界については、募集要項公表時にお示しします。 なお、範囲内にある水路は公園施設ではなく、通路橋は水路を占用し公園が設置・管理しています。
117	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P4	第3-1-(3)	図書館を利用したい人にとって、市内の全館で休館日が同一な状態よりも、休館日を別の曜日にすることが望ましいと判断した場合、協議のうえで休館日を変更できる可能性はありますでしょうか？	休館日の変更については、市と協議の上で実施することが可能です。ただし、変更を行う場合は、利用者の声を反映しつつ、各館の運営効率を考慮したうえで提案してください。
118	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P4	第3-1-(3)	大井戸公園の管理事務所等の有人施設の休業日は年末年始とし、開設時間は午前8時から午後5時までと想定しておりますが、有人施設はどの施設を示しているのかご教えてください。	有人施設としては、使用許可などの業務を行うための管理事務所を想定しています。 なお、公園と一体的に管理を行うことを想定し、新図書館内に総合窓口として一元化していただく提案も可能です。
119	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P5	第3-2-(3)	図書館資料へのICTタグ貼付はDO業務に含まれないという認識でよろしいでしょうか。もしDO業務に含まれる場合は作業時期の想定をご教えてください。	ICTタグの貼付作業はDO業務には含まれません。中央図書館の蔵書も含めたICTタグの貼付については、別途スケジュールを組む必要があり、具体的な作業時期については、プロジェクト進行に合わせて検討します。
120	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P8	第4-1-(1)	開館準備等業務委託に関しては、管理運営等統括責任者のほかは人員の選任・配置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、管理運営等統括責任者以外の人員の選任・配置については、必須ではありませんが、業務の効率化を図り、必要に応じて適切な人員を配置してください。
121	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P8	第4-1-(1)-イ	管理運営代表構成員は管理運営JVの他の構成員が行う業務に関する全債務を連帯して負担するとありますが、他の構成員は代表企業の債務を負うことはないのでしょうか。	御理解のとおりです。
122	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P8	第4-1-(1)-イ	管理運営代表構成員は管理運営JVの他の構成員が行う業務に関する全債務を連帯して負担するとありますが、業務に関するのみで、参加資格要件の欠格などに伴う違約金や第三者に及ぼした損害の賠償などは含まれないとの認識でよいでしょうか。	御質問の違約金や第三者賠償の債務を含め、管理運営JVの他の構成員が市に対して負っている債務について、代表構成員は連帯して債務を負担頂くことになります。
123	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P8	第4-1-(2)-オ	「管理運営等統括責任者及び館長の他、管理運営等業務の各業務実施責任者・主任担当者等」とありますが、各業務実施責任者・主任担当者の配置を想定している各業務をお示しください。	管理運営等業務の全業務について、実施責任者・主任担当者を配置する必要があります。具体的な配置については、業務の種類と規模に応じて検討いただき、事業者提案に委ねます。 担当する業務の兼務は可としますが、同一業務における実施責任者と主任担当者の兼務は不可とします。
124	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P8	第4-1-(2)-ケ	避難場所として使用されることになっても指定管理料に含めることが適当でないという市の負担については市の負担とありますが、帰宅困難者を受け入れたために発生した人件費、水光熱費、備蓄品を使用した場合の補充費用は市でのご負担だけではないでしょうか。	新図書館は指定避難場所として指定する予定はありませんが、帰宅困難者を受け入れることとなった際に発生した費用（水光熱費、備蓄品の補充費用など）については、市が負担します。 なお、そのような場合は市が対応することを基本としているため、新たな人件費は生じない想定です。
125	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P9	第4-1-(3)-ア	主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。とありますが、主要な部分はどの部分になるのでしょうか。	主要な部分とは、図書館等の維持管理運営において核となる業務であり、直接的な管理や運営に関わる部分を指します。具体的には、第三者委託を実施しようとする業務ごとに個別に本市にご確認いただく必要があります。
126	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P11	第4-2-(2)-ウ	管理運営法人は、本市が実施する国等の交付金及び補助金等申請関係書類等の作成に関し、交付・補助対象額及び交付・補助額の算定根拠の作成など、本市の支援を行うこと。どのような補助金を想定し、管理運営法人にどのような支援を求めていますでしょうか。	都市構造再編集中支援事業の国庫補助活用を予定しています。管理運営法人等については、設計法人との協働により、国へ提出する資料に記載する整備費用や維持管理費用の算出、根拠資料の作成等の支援をしていただくことを想定しています。
127	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P13	第4-2-(6)	写真撮影を再委託する場合の禁止事項として写真を公表することが挙げられていますが、広報を目的として公表することを意図して行う写真も本項に該当し、貴市の許諾なしには公表できなくなるのでしょうか。本項で想定される写真撮影がどういった場面を想定されているのかご教示願います。	写真撮影を再委託する場合、広報を目的とした公表には尼崎市の許諾が必要ですが、都度承諾ではなく、一定の基準をお示したうえで、それに適合するものについては、あらかじめ包括的に承諾したものとみなし、それ以外の場合のみ個別承諾とするような運用を想定しています。 想定される写真撮影は、施設内でのイベントや行事の記録、日常的な情報発信のための施設の様子撮影等になります。
128	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P14	第5-1-(2)-ア	新テレビの整備手法や北図書館跡地等活用方策の検討を行うとありますが、どのような検討をおこなうのでしょうか。アイデアの提供や収集した市民ニーズの提供などで良いのでしょうか。	新テレビの整備に係る官民連携手法の活用可能性検討や、新図書館及び大井戸公園との連携による効果的な活用方法に係る提案など、エリア全体の価値向上につながるような公共空間活用方法の提案やその実現可能性の検討に関する支援を、設計法人と協力して行ってもらうことを想定しています。
129	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P17	第5-1-(7)	一時避難場所を開設した場合、避難場所運営に必要な物品は尼崎市様にて用意、配置をされると考えて良いでしょうか。指定管理者による用意及び配置を想定されている場合は、必要数などをご教示いただけませんか。また、一時避難場所を開設した場合、指定管理者が一時的に避難場所運営を担うことをご教示ください。	新図書館は指定避難所に指定する予定はありません。あくまで津波等に係る一時的な避難場所であるため、防災備蓄倉庫を整備することは想定していませんが、市より携帯用トイレは提供するため、その保管場所は必要になります。携帯用トイレについては、収容人数（指定範囲に対して、1人当たり1㎡）の1/10を提供します。 また、津波等一時避難場所の運営は市が行いますが、市の担当者へ引き継ぐまでの臨時的な対応については指定管理者にいただく想定です。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
130	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P17	第5-1-(7)	大火災時に、輻射熱や煙から身を守るために一時的留まる「広域避難場所」という位置付けであるため、宿泊に必要な備品、水や食料の備蓄は不要という理解で良いか。 また、避難場所として使用する際、運用主体は市であり、事業者はそれを支援する理解で良いか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P17	第5-1-(7)	一次避難拠点の運営について、具体的にどのような業務が想定されるかご教示ください。必要な人員体制、備品、用意など	一時的な避難拠点として、市が運営主体となり帰宅困難者のための居場所の提供などを行うにあたって、市の担当者に引き継ぐまでの臨時的対応をしていただくため、それが可能な体制の用意が必要となります。 物品等については、No.129の回答を参照してください。
132	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P17	第5-2-(1)-イ	新図書館開館準備業務の区分に、新図書館竣工後から供用開始までの「開館準備期間の維持管理業務」が含まれていませんが、開館準備業務として実施する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、対価は実施方針に定める開業準備に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	新図書館竣工後から供用開始までの期間を含み、指定管理基本協定締結（令和12年6月を想定）の後から供用開始までの期間については、指定管理者としての業務期間に含まれるため、当該期間における運営準備業務については、「新図書館開館準備等業務」の範囲外となり、その対価は指定管理料に含まれることとなります。
133	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P18	第5-2-(1)-イ-(1)	「現北図書館の蔵書・設備資機材・什器備品類等を円滑かつ適正に移転」とありますが、実施方針書には開館準備期間の終了日が令和12年3月31日となっており、また新図書館が建築中の期間のためこの日までに移転はできないと考えます。そのため、現北図書館の完全閉館の時期と、新図書館の入館が可能になる時期をご教示ください。	「新図書館開館準備等業務」については、令和12年6月（指定管理基本協定の締結）まで延長する変更を行います。指定管理基本協定締結後から供用開始までの期間については、指定管理者としての業務期間に含まれるため、当該期間における運営準備業務については、指定管理者としての業務になります。 具体的なスケジュールや業務内容については、管理運営計画策定過程において精査することとなりますが、現時点では、新図書館竣工の3～6か月前（供用開始の6～9か月前）から現北図書館を閉鎖し、竣工後すぐ（供用開始3か月前）から新図書館への移転を行う予定です。
134	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P18	第5-2-(1)-イ-(1)	「現北図書館の蔵書・設備資機材・什器備品類等を円滑かつ適正に移転」とありますが、 ①移転する蔵書（移転しない蔵書）の選定は本業務に含まれますでしょうか ②現北図書館蔵書へのICタグ貼付作業は本業務に含まれますでしょうか。 ③移転しない蔵書の廃棄、別施設への移管（移設）等の作業及びコストは市の負担という理解でよろしいでしょうか。	① 含まれません。 ② 含まれません。 ③ ご理解のとおりです。
135	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P18	第5-2-(1)-イ-(1)	現北図書館からの蔵書・設備資機材・什器備品類等を移転することとなっていますが、参考見積書を作成するにあたり、量等についてご提示いただける認識で宜しいでしょうか？	募集要項等公表時にお示しします。
136	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P18	第5-2-(1)-ウ-(ウ)	ここでいう「市民ワークショップ」は設計法人が行うワークショップ（「要求水準書」設計編、8ページ）と同一でしょうか。貴市が別途主催するワークショップという意味でしょうか。	ここでいう「市民ワークショップ」は、設計法人が実施するワークショップ等のことを指します。
137	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P18	第5-2-(1)-ウ-(1)	その他開館準備関連業務で多くの市民に周知できるアーカイブの作成を行うこととありますが、ワークショップの報告書を作成しホームページで閲覧できるなどの業務を想定しているのでしょうか。	報告書を作成しホームページで閲覧できることも含め、広く市民に周知できる方法を提案していただければと考えています。
138	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P18	第5-2-(2)	運営業務内に運営準備業務に関する要求水準が定められておりません。以下について、想定をお示しください。 ・業務場所（施設引き渡し前段における事業者負担による業務場所の確保の要否） ・業務範囲（旧施設における準備作業、図書等の移転・配架作業の実施要否等）	No.61及びNo.133の回答を参照してください。
139	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P19	第5-2-(2)-ア-(7)-⑦	業務従事者はすべて名札着用とありますが、カスタマーハラスメントやストーカー防止の観点からイニシャルでの表示などもお認め頂けるのでしょうか。	市職員と同様の表示（苗字のみ漢字、ひらがな、ローマ字）を想定しています。
140	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P19	第5-2-(2)-ア-(ウ)	北図書館と地域・関連機関との連携について、①市内の学校園、②生涯学習プラザ図書室、③関係機関及び地域諸団体との連携実績（事業名、内容、頻度等）を過去3年度分ご教示ください。	質問・意見回答書別紙2のとおりです。
141	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P20	第5-2-(2)-ウ-(7)	「資料の選定、発注は、中央図書館が実施する」とのことですが、資料費は貴市が負担という認識でよろしいでしょうか。また、逐次刊行物、視聴覚資料、MARCの費用負担区分もご教示ください。	資料費はMARC等も含めて全て市負担とします。
142	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P21	第5-2-(2)-ウ-(1)	中央図書館及び各配本所との図書流通ネットワークを維持し、相互配送において支障がないかぎりであれば、館内でテーマ配架を実施することは可能という認識でよろしいでしょうか。	相互配送に支障がなければテーマ配架は可能です。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
143	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P21	第5-2-(2)-オ-(1)	ホームページはだれがどのように制作するのでしょうか？デザイン性や費用の観点から、制作主体や内容に関する指定管理者の権限、制作コストの負担先等を把握したく伺います。大井戸公園に関するWEBサイトとの連携についても、ご意向があればお教えください。	指定管理対象施設（新図書館・大井戸公園）の新規ホームページ制作・運用を、指定管理者の権限の範囲内で行っていただき、当該ページから各施設の個別ページへ接続させることを想定しています。 費用は指定管理者において（指定管理料の範疇で）負担いただきますが、デザイン等に関しては、本市と協議の上で決定することになります。 大井戸公園に関するWEBサイトは、当該新規ページに統合することも可と考えていますが、図書館については、別途市が制作運営する、図書館システムと連動したホームページと連携させることとなります。
144	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P21	第5-3-(2)-オ-(1)	「新図書館ホームページの随時更新」とありますが、新図書館ホームページの構築・運用は指定管理者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	No.143の回答を参照してください。
145	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P21-22	第5-2-(2)-カ	現在、北図書館でご活躍いただいているボランティアグループの名称、活動内容、頻度、また各団体との連携内容や謝礼の有無をご教示ください。	児童ボランティアグループの「ひまわりの会」が、本の読み聞かせ等を月4回（別で月2回北図書館で例会）程度、生涯学習プラザや小学校、幼稚園等と連携して実施しており、謝礼はありません。 障がい者ボランティアグループの「ま・どんな」は対面朗読を年間60回程度、大人向け朗読会を月1回程度実施しており、謝礼はありません。
146	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P22	第5-2-(2)-ク	貸館業務について、利用料金の考え方（徴収の可否、利用料金の帰属、上限金額など）を御教示願います。	利用料金制の採否については、募集要項等公表時にお示しする予定です。採用する場合の料金の上限については、利用者の公平性を確保するために、本市他施設の設定等を踏まえ、適切な金額を設定予定です。詳細については、管理運営計画策定過程において本市と協議の上決定していくこととなります。
147	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P22	第5-2-(2)-ク-(1)	後段の飲食はその利用団体特性、利用内容に鑑みて事前届出制とするか、本市の指定するエリア内のみで可とするかとあります。市ではどのエリアでの飲食を想定しているのでしょうか。	施設の清潔さと秩序を維持し、利用者に快適な環境を提供するため、飲食エリアを指定する予定ですが、具体的な場所については事業者提案に基づき、設計及び管理運営計画策定過程において決定していきます。 なお、蓋つき飲み物の持ち込みは基本的に全館可能とすることを考えています。
148	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P22	第5-2-(2)-コ	目的外使用許可に基づく事業でカフェ機能誘致には必須として取り組むこととありますが、カフェの運営は独立採算で行うことを想定しているのでしょうか。また、賃料は必要なのでしょうか。	カフェの運営については、独立採算を基本とし、行政財産の目的外使用に係る使用料が必要となる想定ですが、対面式質疑において事業者の意向を確認させていただきたいと考えています。 カフェ運営事業者の選定にあたっては、適切な運営能力を有する事業者が選ばれるよう、慎重に検討していただくこととなります。
149	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P22	第5-2-(2)-コ	目的外使用許可に基づく事業でカフェ機能誘致には必須として取り組むこととありますが、カフェ事業者が見つからず、入居がない場合、賃料は免除されるのでしょうか。また、カフェ事業者が見つからない場合であっても誘致に取り組んでいる限り要求水準は達成されているとの認識でよいのでしょうか。	カフェ事業者が見つからず、カフェが運営できない期間が生じる場合については、事業者として誘致活動において取り得る最大限の努力を尽くしているものと認めた場合に限り、要求水準は達成されているものと判断します。この場合、事業者は誘致戦略・方法や誘致協議経過等について、適時適切に報告する必要があります。 目的外使用料の取扱については、対面式質疑において事業者の意向を確認させていただきたいと考えています。
150	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P23	第5-2-(2)-コ-(7)	屋内や屋外テラスにおけるカフェ機能誘致には必須とありますが、具体的に求められる内容（屋内・屋外それぞれ必要か、営業形態等）についてご教示ください。	カフェ機能については、屋内・屋外それぞれに適切な営業形態が必要と考えますが、必ずしも屋内外の両方に設けることを求めているわけではありません。利用者に快適な環境を提供するため、事業者は営業形態や運営方法を事前に市と協議し、適切な運営を行ってください。
151	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P23	第5-2-(2)-サ	駐車場管理運営業務について、提案によるとなっておりますが、評価への影響（加点の有無等）についてご教示ください。	現時点では駐車場管理運営業務の提案の有無を独立して加点（減点）要素等とするような評価基準の設定は考えていませんが、具体的な事業者選定基準については、募集要項公表時にお示しします。
152	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P23	第5-2-(2)-コ	ここに示されている「カフェ」事業も「自主事業」に位置づけられるのでしょうか。要求水準で示された事業として、目的外使用料等減免等の配慮がなされるのか等含めご教示ください。	カフェの運営事業は自主事業として位置づけられるものと考えていますが、その場合の目的外使用料の取扱いについては、対面式質疑において、事業者の意向を確認させていただきたいと考えています。
153	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P23	第5-2-(2)-コ	事業費算定のため、自主事業実施時の行政財産目的外使用料の平米単価や負担の考え方を示してください。	カフェの運営は独立採算を基本と考えていますが、対面式質疑において、事業者の意向を確認させていただきたいと考えています。 目的外使用料の平米単価は、計画内容より異なりますが、参考として下記の条件で算出すると、目的外使用料は、年額：865,200円、月額：72,100円となります。 建築面積：2000㎡ 延べ床面積：4000㎡ 使用床面積：50㎡ 構造種別：RC造
154	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P23	第5-2-(2)-コ	屋内広場や屋外テラスにおけるカフェ機能誘致には必須として取り組むこととされていますが、カフェの営業日については、繁忙日である（土日）のみ営業とすることや、営業時間については事業者の提案による設定で良いという理解でよろしいでしょうか。	カフェの営業日については、事業者の提案による設定が可能です。 詳細については、管理運営計画の策定過程において、利用者利便性、地域ニーズ等に基づいて、効果的な運営ができるよう、双方協議の上決定します。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
155	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P23	第5-2-(2)-サ	駐車場管理運営業務は「提案による」とありますが、仮に事業者が管理運営を希望しない場合は貴市が管理運営を行うのでしょうか。	駐車場管理運営業務については、事業者からの提案を基本としています。事業者側が管理運営を希望されず、提案もない場合は、現時点では市が一般利用者向け駐車場を設置・管理運営することは想定していませんが、事業計画によっては、駐車場の設置・管理運営が事業コンセプト実現に寄与することも考えられることから、そうした提案も期待して、事業者提案によることとしているものです。
156	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P24	第5-2-(3)-ア-(7)	各業務に係る仕様書は、「施設設備維持管理業務実施要領」のとおりありますが、参考として頂けないでしょうか。施設的设计、施工がなされていないため、仕様書の内容と実際の建物が合致しているのか現段階では不明です。	施設設備維持管理業務実施要領は、要求水準書（管理運営業務編）（案）の別紙1として公表しています。
157	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P24	第5-2-(3)-ア-(7)	各業務に係る仕様書は、「施設設備維持管理業務実施要領」のとおりありますが、参考として頂けないでしょうか。実施要領の内容や回数が過剰となっている事があるため、各種法令や要求水準を満たす限りは事業者の提案とさせていただきます。	施設設備維持管理業務実施要領は、要求水準書（管理運営業務編）（案）の別紙1として公表しています。各種法令や要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提案とすることについては、御意見として承ります。
158	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P24	第5-2-(3)-ア-(7)	施設設備維持管理業務における「小規模な修繕」について、指定管理者が行う修繕の1件当たりの修繕額をご教示ください。 備品等管理業務については、要求水準書P25オ（イ）において、「1件当たり10万円未満の小規模な修繕は指定管理者が行うものとし、10万円以上の案件は中央図書館に協議すること」とありますが、施設設備維持管理業務における「小規模な修繕」も同様の考えであるのか、異なるようでしたら1件当たりいくらを想定されているかご教示ください。	1件あたりの修繕額は募集要項公表時にお示しする予定です。
159	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P24	第5-2-(3)-ア-(7)	事業者が年間の維持管理計画や費用計画をより適切に策定できるよう、年間の修繕費について、可能な範囲で上限額や目安額をご提示いただくことをご検討いただけないでしょうか。	新築の図書館に関する年間の修繕費の上限額や目安額について、市側から提示することは現時点では困難です。同種実績等を豊富に有する事業者御経験・ノウハウにより設定の上提案頂くことを想定しております。業務委託契約締結以降、設計及び管理運営計画の策定を通じて、想定される年間維持管理計画（概算費用込み）を、本市と協議の上で策定することになります。
160	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P24	第5-2-(3)-ア-(7)-⑩	小規模な修繕とはどの程度の修繕を想定されているのでしょうか。また、小規模か否かの判断はどのようにされるのでしょうか。	No.158の回答を参照してください。
161	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P25	第5-2-(3)-オ	①図書整理用消耗品、②一般消耗品、③施設維持管理用消耗品、④コンピューターシステム機器の消耗品について、北図書館における支出実績を過去3年度分ご教示ください。	質問・意見回答書別紙1のとおりです。
162	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P25	第5-2-(3)-オ-(1)	1件当たり10万円未満の小規模な修繕は指定管理者が行うものとし、とありますが、10万円以上であっても件数が不明であり想定することは困難です。年間の上限価格を設定頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
163	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P25	第5-2-(3)-カ	システム運用保守管理業務に係る点検や修繕は市の負担でよいでしょうか。	システム運用保守管理業務に係る点検や修繕については、市が負担する方針です。
164	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P25	第5-2-(3)-カ	①「図書館業務に必要なコンピューター端末機・付属機器類、及び通信回線については、市が無償で提供する。」とありますが、貸館システム、座席管理システムなどについても同様という理解でよろしいでしょうか。 ②全ての通信回線についても、同様に「市が無償で提供する」という理解でよろしいでしょうか。	① ご理解のとおりです。 ② ご理解のとおりです。ただし電話料金や独自のネット回線は指定管理者が負担することになります。
165	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P25	第5-2-(3)-カ	図書館業務に必要なコンピューターとして、図書館端末、館内検索機、レシートプリンター、ICタグリーダー、自動貸出機、自動返却機、予約棚、BDS、蔵書点検用機器などが想定されますが、すべて貴市が調達なさると認識でよろしいでしょうか。現時点で想定している設置機器、台数等があればご教示願います。	ご指摘のような、図書館業務に必要な各種機器類については、市が調達する方針です。具体的な設置機器及び台数については、現時点ではお示しできませんが、管理運営計画策定過程において、詳細を検討していく予定です。
166	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P26	第5-2-(3)-キ	第三者賠償責任保険について、現在、貴市で加入されている保険の補償の対象や内容、今後必要と想定している契約条件等をご教示ください。	現在市で加入している保険は、災害等による損害を救済するものであり、その対象は図書館の建物、備品一式、拡大鏡、録音機等です。第三者賠償責任保険については、市では加入しておらず、指定管理者が自ら加入しているもののみになります。実施方針の別紙4リスク分担表（案）に掲げるリスクを勘案し、事業継続性を一定担保できるような保険へ加入いただくことを求めるものです。
167	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P26	第5-2-(4)-ア-(7)-②④	施設の補修・修繕にかかる費用は、双方協議のうえ、定めるのでしょうか。	施設の補修・修繕にかかる費用については、双方協議のうえで決定する方針です。

No.	書類名称	ページ	項目	質問内容（原文のまま）	回答
168	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P27	第5-2-(4)-ア-(f)	①本業務と「バラ園保護育成業務」及び「市民ボランティア活動支援事業」の業務範囲の切り分けについてご教示ください。 ②「バラ園保護育成業務」の令和7年度の事業収支をご教示ください。 ③「バラ園保護育成業務」は「提案による」とありますが、総事業費の中に本業務のコストも見込まれていますでしょうか。	①「バラ園保護育成業務」は、バラ自体の維持管理を指し、「市民ボランティア活動支援事業」は、バラ園の管理を行っている市民ボランティアの支援業務を指します。 ②R7年度の委託料については、6,508,700円（税込）です。 ③バラ園の保護育成も指定管理の業務に含む提案については、総事業費の中に本業務コストを含めて考えます。
169	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P27	第5-2-(4)-イ-(7)	大井戸公園内区域の巡回について、「施設及び利用状況」とありますが、ここでいう「施設」とは図書館や屋外トイレを指しているのかご教示ください。	屋外トイレだけでなく、遊具やベンチなどの施設も指しています。
170	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P28-P29	第5-2-(4)-ウ	各定期点検につきまして、対象となる施設はどの施設を指しているのかご教示ください。	定期点検の対象施設には、新図書館及び大井戸公園内の全ての関連施設が含まれます。具体的には、屋外トイレ、バラ園などの公園内施設が該当します。
171	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P32	第5-2-(4)-オ-⑦ ⑧	剪定枝や枯損木等については、指定されている尼崎市経済環境局環境部クリーンセンター以外でも処分が可能でしょうか。	尼崎市経済環境局環境部クリーンセンター以外での処分はできません。
172	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P36	第5-2-(4)-カ	行為の許可の申請場所は、図書館内で想定されているのか、もしくは管理運営法人等が、指定する場所でもよいのでしょうか。	行為許可の申請は、図書館内もしくは、大井戸公園内の管理事務所を想定しております。
173	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P37	第5-2-(4)-ク	バラ園保護育成業務について、提案によるとなっておりますが、評価への影響（加点の有無等）と参考見積書に含めるのかについてご教示ください。	バラ園保護育成業務を実施する提案の有無により加点（減点）評価を行うことは考えていません。ただし、まとめて同一事業者にて維持管理を実施することの合理性やより魅力的な園内管理に資する提案が為されている、と本市として評価する場合など、総合的に優れた提案と判断するための一要素にはなりません。 なお、提案される場合、参考見積書にはバラ園保護育成業務に要する費用の提示も求めますが、価格点（定量的事項）評価の対象外とする予定です。
174	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P38	第5-2-(4)-ク-(ハ)	「市民ボランティア活動支援業務」は、バラ園保護育成業務と同様に、管理運営法人等が実施する提案を行うことも可とするのか教えてください。提案することが可であった場合、計画内容について尼崎市の承認を得た場合には、尼崎市は市民ボランティア活動支援業務についても管理運営法人等に追加委託を実施するという理解でよろしいでしょうか。	「市民ボランティア活動支援業務」は、大井戸公園に限らず全市的に実施調整されている業務に該当するため、バラ園保護育成業務と異なり、管理運営法人等の提案に基づいて実施することは不可とします。
175	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P39	第5-2-(5)	本業務の業務内容の詳細（想定される打ち合わせ等の頻度、提出が求められる成果物）をご教示ください。	業務内容については、定期的な全体会議（四半期に1回程度を想定）を行い、情報・課題等の共有や進捗管理、調整などを行う想定です。成果物としては、各種運営計画書や報告書、図面等を想定しています。
176	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P39	第5-2-(5)-ア	「北図書館跡地等活用方策検討業務」に関する成果物の内容や提出時期について、作業費用などの見積のためにご想定をお教えください。	北図書館跡地等活用方策検討業務の成果物には、新テレビの整備手法や活用方策の具体的な提案が含まれ、管理運営基本計画及び同実施計画の納品時それぞれに、計画書の重要項目として位置付けることを予定しています。
177	要求水準書（管理運営等業務編）（案）別紙4	P1	第1-2-(1)-1	行商、出店その他これらに類する行為の行為の目的が他にあり、それに付随して行われる場合に限るとありますが、例としてキッチンカーの出店等の想定で、基準の見直しは可能でしょうか。	現状の基準内でキッチンカー出店を許可している事例もありますので、基準の見直しは想定しておりません。 例えば、公園や図書館の利用促進や利用者利便増進につなげる目的で行われるような行為については、基本的には「行為の目的が他にない」場合に該当すると運用しているため、キッチンカーに限らず、出店等の行為について現行基準の中でご提案いただくことは可能です。

【意見】

No.	書類名称	ページ	項目	意見内容（原文のまま）	市の考え方
1	実施方針	P5	第3-1-(3)	図本プロジェクトの事業スキームに、DO事業者と施工法人が連携とありますが、連携のタイミング及び方法について具体的にご教示頂きたい。 先に決まるDO事業提案時に、一定の整備コスト面の整合を経た提案とする必要があると考えます。	DO方式の構造上、その事業者選定における業務提案時点では、建設工事を請け負うこととなる施工法人と連携をとり、整備コスト面の整合を経た提案とすることは困難と認識しているため、設計業務成果物の作成過程を通じて、整備コスト面の整合を経た計画としていくことが重要であると考えており、設計業務に位置付けているコストマネジメント業務について、有効な方策をご提案いただくことを期待しています。 施工期間中については、主に管理運営法人等と施工法人との連携が中心となりますが、並行して管理運営実施計画の策定を進めて行く中で、施工法人側と本市が協議する際に管理運営の立場からの助言や必要に応じた資料提供等を求める想定です。具体的なタイミングと方法については、今後の協議を通じて詳細を決定して参ります。
2	実施方針	P13	テーマ2	大井戸公園の管理区域を公園全体に広げることで、現在の公園管理者（公益財団法人尼崎緑化公園協会）の業務範囲と重なります。当法人の役員には、市職員や市と関連の深い組織の職員が多く在籍しており、この法人と組成したチームが選定上、極端に有利になることを懸念します。そのため、本公募からは公園管理業務を除外し、選定事業者が同法人に公園管理業務を委託する（または、チームに加わっていただく）など、公平性を担保した選定方法を採用することを要望します。	御意見として承ります。公平性が確保されるよう、関係機関との協議を通じて適切な対応を検討して参ります。
3	実施方針	P23、P24	第4-4-(1)	募集要項等の公表（6月下旬）時に本事業におけるDO事業者となるべき事業者を特定するための選定委員会につきまして、委員会名簿の公表をお願いします。	【質問】のNo.35の回答を参照してください。
4	実施方針	P24	第4-4-(2)	募集要項等の公表（6月下旬）時に業務提案書に記載の提案内容による「定性的事項」と参考見積書による「定量的事項」につきまして、優先交渉権者等の選定方法の具体的な内容は、募集要項等において提示すると記載頂いておりますが、各配点につきまして提示をよろしくお願い致します。	御意見として承ります。
5	実施方針	p 25	第4-5-(1)-ア	設計対価の支払いは、履行検査完了後とありますが、契約から長期に渡り経費が必要です。前払いや中間払いが可能となるよう、改善いただけますでしょうか。	業務委託については、市規定により、前払いや中間払いはできませんが、基本設計完了時点で、その成果物に応じた部分払いを行うことを検討しています。 詳細は募集要項公表時にお示しします。
6	実施方針	P26	第4-5-(1)-イ-(イ)	物価変動に伴う対価の改定について、市一指定管理者の協議により、一定調整することを検討するとあります。本業務はDO方式による発注であり、提案から供用開始まで相当の時間経過が生じるため、当該期間中の物価変動による事業コストの増大を懸念しています。事業者に過度の負担が生じない事業設計を要望すると共に、公告にあたっては、改定に関する起算日（例・実施方針公表日）や改定指標（例・最低賃金）、改定方法（例・初回支払時に起算日以降の指標変動率を適用、以降は年度ごとに1%を超える物価上昇があった際は改定等）を明確に提示くださるよう要望します。	御意見として承ります。
7	要求水準書（設計業務編）（案）	P31	第5-4	新図書館の新築及び大井戸公園・一部周辺道路のリニューアルの基本・実施設計業務について土木設計業務となり、建築設計及び公園設計とは別部門になりますので、要求水準から外して頂きたい。	【質問】のNo.79の回答を参照してください。
8	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P20	第5-2-(2)-ウ-(イ)	本施設で感ずる資料内容や配架方法等は、施設の整備コンセプトや運営コンセプトと密接にかかわるため、事業者に一定裁量を持たせることが望ましいと考えます。新規調達に関する図書購入費を事業費に含めると共に、選書に関して事業者が関与できるスキームを検討願います。	御意見として承ります。
9	要求水準書（管理運営等業務編）（案）	P40	第5-2-(7)-ウ	公園活用に関して事業者の任意提案が可能とされますが、応募事業者間で提案する事業手法や内容に相当差が生じるものと想定されます。審査にあたっては、提案内容の実現性や持続可能性を踏まえた適正な審査基準の設計を要望します。	御意見として承ります。

以上